

**東灘小学校区
防災福祉コミュニティ
地域おたすけガイド
(地震編)**

平成30年9月

東灘小学校区防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイドとは？

- ▶ 『地域おたすけガイド』は、東灘小学校区の皆さんが、災害時にどのような活動をするかを示したガイドブックです。

<おたすけガイドの構成>

おたすけガイド本編	活動指示書 (マニュアル)	参考資料
<p>【災害発生前】</p> <ul style="list-style-type: none">・主に本部や自治会等で保管・内容を確認しておく。 <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none">・チェックシートの手順を踏まえながら活動を行う。	<p>【災害発生前】</p> <ul style="list-style-type: none">・数部コピーしておく。 <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none">・各担当者に配布する。・各担当者は活動指示書を見ながら活動を行う。	<p>【今後定期的に確認】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域おたすけガイドを更新したり、防災活動に取り組む際に、検討・実践すべき内容等をまとめたもの。 (ワークショップで出てきた意見等)

● このおたすけガイドは？

このおたすけガイドは、平成30年度にワークショップを開催し、作成しました。今後、防災福祉コミュニティで訓練を通して繰り返し検証して、見直していきましょう。

1 運営本部の設置基準

- ・震度 5 弱以上又は地震による被害が拡大する恐れがある場合。
(本部の設置を迷う時は、役員間で連絡しあって判断する)

2 活動方針

- ・周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、慌てず、無理をせず、自分達のできる範囲で防災活動を行いましょう。
- ・安全を確保するためにも、できる限りチーム体制（3～4人体制）で行動しましょう。
- ・おたすけガイドは、あくまでもマニュアル（ベースになるもの）ですので、災害の状況や場所に応じて、その都度、考えて行動しましょう。
- ・危険を感じたときは、すぐに周囲に助けを求めましょう。

“ 迷ったときは、危険な方で判断すること！ ”

3 役員参集場所等一覧

本部	東灘小学校					
各地域の拠点 [3箇所]	本庄地域福祉センター	栄公園			カネボウ芦屋アーバンプラザ	
緊急避難場所 (屋内・屋外)	名称	※災害毎の注意事項			備考	避難所
		土砂	洪水	津波		
	東灘小学校	○	○	×	大雨時には、小学校西側街区で浸水の恐れあり	○
防災資機材庫 [4箇所]	本庄町公園	本庄町中公園			栄公園	
	神楽公園					
小型動力ポンプ備付 防火水槽 設置場所 [6箇所]	市営本庄第二住宅	本庄町公園			本庄町中公園	
	県営深江北町高層住宅	宝島池公園			栄公園	
	《参考》国道43号南側は見附公園（校区外：深江南町3丁目）にあり					
防災行政無線 保有者(ラジオ型)	本庄地域福祉センター	連合自治会長 (廣瀬)			本庄ふれあいのまちづくり 協議会会長 (岡野)	
その他必要な事項						

東灘小学校区 地域おたすけガイド 防災マップ

凡例

●	消火栓	📄	掲示板
●	防火水槽	🏠	公園・広場
🚰	100L貯水槽	🏥	病院・医院
🔌	動力ポンプ	🦷	歯科
🏊	プール	🏠	薬局
🚒	消防団詰所	🏠	福祉施設
🏠	井戸	🍷	食料品店
🏠	風呂屋	🏠	コンビニ
🏠	防災資機材庫	📻	防災行政無線子局 (ラジオ型)
🔑	倉庫の鍵	📞	こども110番
🏠	避難所	🚗	車いす設置所
📞	公衆電話		

こども110番「青少年を守る店・家」
いざという時に、助けを求めてきた子どもたちの一時的な保護などにご協力頂ける店や家を表示するステッカーです。自分の通学路で確かめておこう。

凡例

- 赤色表記 危険な箇所 (大きな道路等)
- 🚰 危険な箇所 (水関連)
- ➡ 避難ルート
- 🟡 一時的避難場所 (地震時)
- 🟢 本部 各地域の拠点
- 🔵 防災資機材庫
- 📄 資機材等の協力が得られそうなところ
- 🔵 小型動力ポンプ備付 防火水槽

<危険なところ>
・古い住宅、特に密集しているところ
・外壁のガラス落下
・塀の倒壊
・大きな道路の横断
・工場

<資機材等の協力が得られそうなところ>
・事業所・工場、店舗
・医院・病院・薬局

<避難等の支援が必要なところ>
・高齢者、障害者、子どもの多いところ (老人ホーム、幼稚園・保育園、共同作業所など)



ベース地図：コミュニティ安全マップ (東灘小学校区) 平成14年作成

4 災害時の活動手順

＜取り組みの順位＞

災害直後から数時間後まで

地震発生

本部・拠点立ち上げ

- ・ 震度 5 弱以上
- “震度 5 弱以上で小学校へGO!”
- ・ 地震等による災害の発生や拡大の恐れがあるとき
- ※迷った時は役員間で連絡しあうこと!

＜本部の活動＞

本部 東灘小学校

情報等を
密にやりとり

- (1) 防コミ運営本部の立ち上げ
- (2) 情報収集・伝達

＜各地域での活動＞

各地域の拠点

- ①本庄地域福祉センター
- ②栄公園
- ③カネボウ芦屋
アーバンプラザ

(1) 助けが必要な人の確認

(2) 消火活動

(3) 救出・救護

(4) 災害時要援護者の避難支援

＜避難所の活動＞

緊急避難場所・避難所

東灘小学校

- (3) 避難所の開設
備蓄品・給水等の確認

発災数時間後から3日(72時間)くらいまで

<本部の活動>

本部 東灘小学校

<各地域での活動>

各地域の拠点

- ①本庄地域福祉センター
- ②栄公園
- ③カネボウ芦屋
アーバンプラザ

(1) 役割分担の見直し

(2) 生活情報の収集・周知

(3) 避難所の運営

(4) 防火・防犯

パトロール

災害直後から数時間後まで

4-1. 防コミ運営本部で行うこと

(1) 防コミ運営本部の立ち上げ

- 集まったメンバーで本部（東灘小学校）を立ち上げる。
- 本部に駆けつけたメンバーの中からリーダーや班構成を決める。
 - ・ 参集：本部役員のほか、自治会メンバー等にも呼びかける
 - ・ 役職：本部長 1 名、副部長 2～3 名
 - ・ 班構成：

班	担当者 (責任者と副責任者 2～3 名で構成)
① 情報班	
② 助けが必要な人の 確認 (情報集約) 班	
③ 救出救護 (消火支援) 班	
④ 備品班	

- 本部に必要な準備物を配置する。

<準備物>

- 地図 (白地図・住宅地図)、防災マップ
- ホワイトボードまたは模造紙 (情報共有のために記録)
- テープ
- 付箋
- おたすけガイド (各地域の拠点にも配置)
-

(2) 情報収集・伝達

【注意】情報は模造紙・ホワイトボード等に時系列に記録していく

- 通信手段から情報を入手する。

通信手段	ラジオ、携帯電話、タブレットなど (災害時フリーW I F I 00000JAPAN)
入手する情報	気象、交通、物資、行政の動き、 医療関係者、ボランティア等の派遣情報

- 行政との情報のやりとり（情報入手・情報伝達）

各種機関	消防署、区役所、社会福祉協議会、自衛隊など
通信手段	電話、若い人が直接走って各種機関へ行く

- 各地域の拠点との情報のやりとり（情報入手・情報伝達）

各地域の拠点	①本庄地域福祉センター ②栄公園 ③カネボウ芦屋アーバンプラザ
通信手段	携帯電話、若い人が直接走って各拠点へ行く
入手する情報	被害情報（火災・倒壊・危険箇所） 安否情報（ケガ人等助けの必要な人の情報） 避難所運営に関する情報
住民等に伝達 する方法	拡声器、掲示板への貼り紙、(LINE)

(3) 緊急避難場所・避難所の開設、備蓄品・給水等の確認

- 学校関係者・区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。
- 避難所運営に必要な備蓄品・給水を確認する。

4-2. 各地域の拠点で行うこと

～各地域の拠点での取り組み～

- 各地域の拠点で、各自治会・マンション等の活動経過や問題点（人員・道具の不足等）を把握し、防コミ本部に報告・協力要請等をする。
- 住民等に必要な情報を伝達する。

通信手段	携帯電話、若い人が直接走って本部へ行く
入手する情報	被害情報（火災・倒壊・危険箇所） 安否情報（ケガ人等助けの必要な人の情報） 救出救護活動の状況（人員・道具の不足等はないか）
住民等に伝達する方法	拡声器、掲示板への貼り紙、(LINE)

(1) 助けが必要な人の確認 **活動指示書(助けが必要な人の確認)**

- 自治会役員・マンション理事や民生・児童委員等と協力しながら、安否確認を行う。

(2) 消火活動 **活動指示書(初期消火)**

- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。
- 耐震性貯水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。

(3) 救出・救護活動 **活動指示書(救出・救護)**

- 救出活動人員の割り振りをする。
- 二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

(4) 災害時要援護者の避難支援

活動留意書(災害時要援護者の避難支援)

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

参考：災害時要援護者とは？

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方。

1. 一人暮らしの高齢者
2. 寝たきりの要介護高齢者
3. 認知症の疑いのある人
4. 視覚障がい者
5. 聴覚障がい者
6. 言語障がい者
7. 在宅人工呼吸器使用者

【注意】障がいや疾病、災害による怪我等により、必要とする支援は様々なので、障がい者等の意見を聞きながら、必要な避難支援を行うこと

発災数時間後から3日(72時間)くらいまで

4-3. 数時間後から行うこと

(1) 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

(2) 生活情報の収集・周知

- 生活情報を収集し、住民へも周知する。

(3) 避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮
- 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

- 福祉避難所（各地域福祉センター）を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。

参考：福祉避難所とは？

災害時の避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方々のために、市が二次的に開設する避難所。

福祉避難所に直接避難することはできない。

まずは避難場所に避難し、避難所を巡回する市の保健師等へつなぐ。

- 同行避難してきたペットへも配慮する。

(4) 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。